

基礎・境界ソサイエティ、NOLTA ソサイエティ間における共同運営規程

(平成 29 年 12 月 18 日 理事会制定)

(2019 年 5 月 20 日 一部改正)

(目的)

第 1 条 ソサイエティ規程第 6 章 4 項に定められた複数ソサイエティの共同運営において、基礎・境界ソサイエティ(以下、ESS と称する)と NOLTA ソサイエティ(以下、NLS と称する)の共同運営に関する事項については、一般社団法人電子情報通信学会定款、規則並びにソサイエティ規程に定めるものの外、この規程に定める。

(共同運営委員会)

第 2 条 共同運営を円滑に行うため、ESSとNLSの共同運営に関する事項の最高意思決定機関として ESS-NLS 共同運営委員会(以下、共同運営委員会と言う)を置く。

2. 共同運営委員会は ESS 会長が招集してその議長となる。
3. 共同運営委員会は以下の ESS のソサイエティ委員及び NLS のソサイエティ委員から構成される。

ESS: 会長、次期会長、ソサイエティ編集長、庶務幹事(2 名)、会計幹事(2 名)、大会担当幹事(2 名)、電子広報担当幹事(2 名)、事業担当幹事(2 名)

NLS: 会長、次期会長、庶務幹事(2 名)、会計幹事(1 名)、電子広報担当(1 名)

4. 共同運営委員会の開催通知と議題は各ソサイエティ運営委員会および ESS サブソ・研専会議の構成員全員に通知する。
5. 各ソサイエティ運営委員会および ESS サブソ研専会議の構成員は共同運営委員会に出席し、意見を述べるができる。
6. 共同運営委員会の定足数は、構成委員の総数の 2 分の 1 とし、出席委員数の過半数の賛同に加え、両ソサイエティ会長・次期会長の賛同をもって共同運営上必要な事項を決定することができる。両ソサイエティ会長・次期会長の一致した賛同を得られない場合、理事であるソサイエティ会長は修正案を付議することができ、その場合には同定足数のもと出席委員数の 3 分の 2 の賛同に加え、理事であるソサイエティ会長の賛同を得て決定することができる。
7. 前項の定足数には委任状の数を含める。

(取り扱う事項)

第 3 条 共同運営委員会は、共同運営に関する以下の事項を扱う。

- (1) ソサイエティ規程により共同運営すると定められている事項
- (2) 共同して行う選奨に関する事項
- (3) 共同して行う出版に関する事項
- (4) その他共同運営委員会が必要と認めた事項

(補則)

第 4 条 本規程の改廃は、共同運営委員会の決議を経て、理事会の承認を受けるものとする。

附則 本規程は平成 29 年 12 月 18 日より施行する。

附則 本規程の 2019 年 5 月 20 日改正は、2019 年 6 月 6 日より施行する。